

**図解**

# 税制改正のポイント

令和

7

年度

企業担当者・  
実務家必携!

コンパクトな冊子に  
充実した内容!

改正のポイントを  
徹底図解!

〔編集〕 税理士法人 名南経営

著 大野真平 岡田恵利華 加藤尚孝 木村健一  
木村優香 澤崎飛翼 谷井楽也 藤田麻里子  
古川彩夢 古里貴洋 前嶋聡希

## 主な改正内容

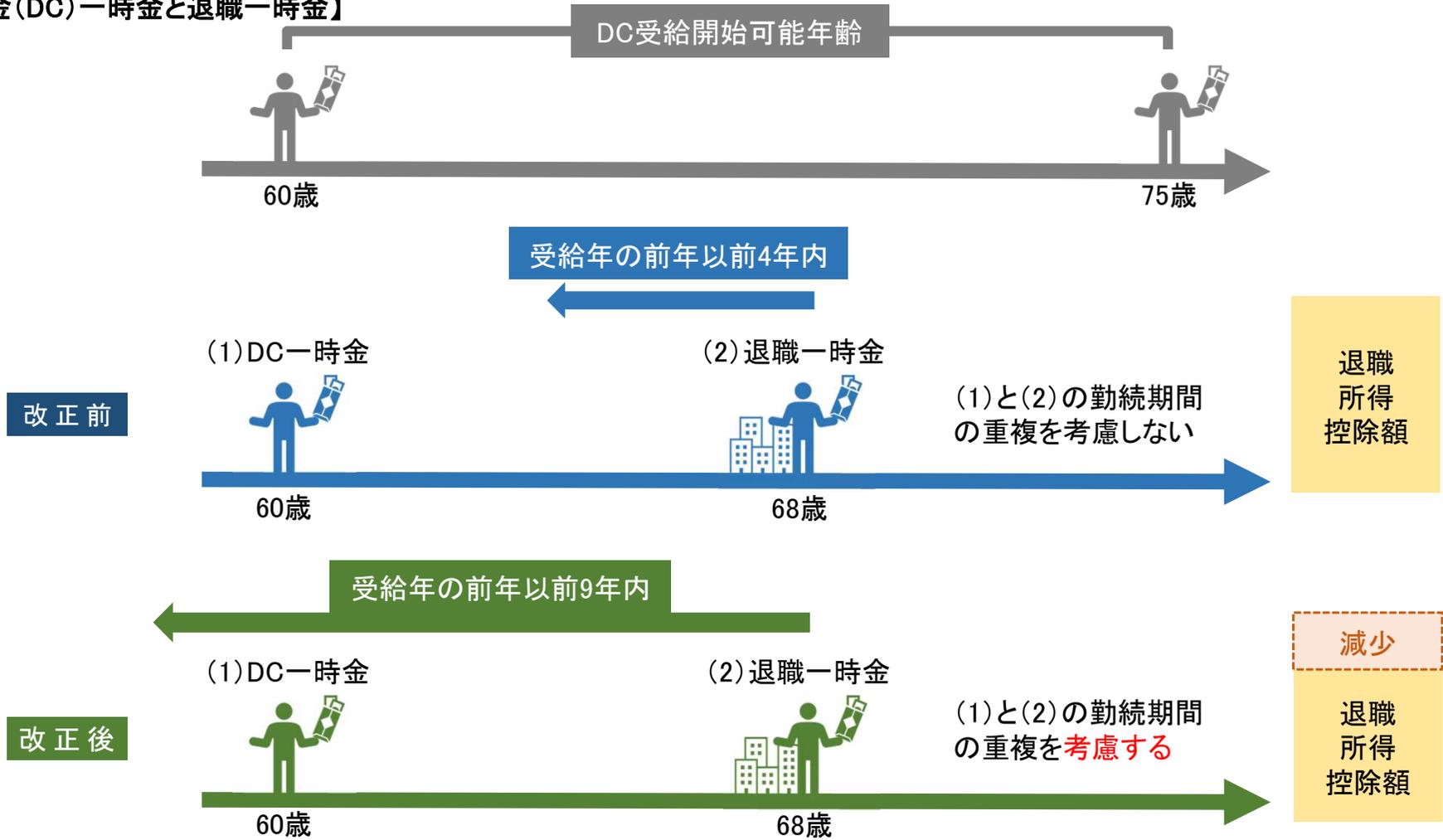
- 基礎控除の見直し
- 給与所得控除の見直し
- 特定親族特別控除の創設
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充等
- 中小企業等の軽減税率の特例の見直し
- 中小企業経営強化税制の見直し
- リース会計基準見直しに伴う税制上の措置
- 防衛特別法人税の創設

新日本法規

# 退職所得控除額の調整規定等の見直し②

増税

【確定拠出年金(DC)一時金と退職一時金】



その他の改正	改正前	改正後
退職所得の受給に関する申告書の保存期間	7年	10年
退職所得の源泉徴収票の提出義務者	役員のみ	全ての者

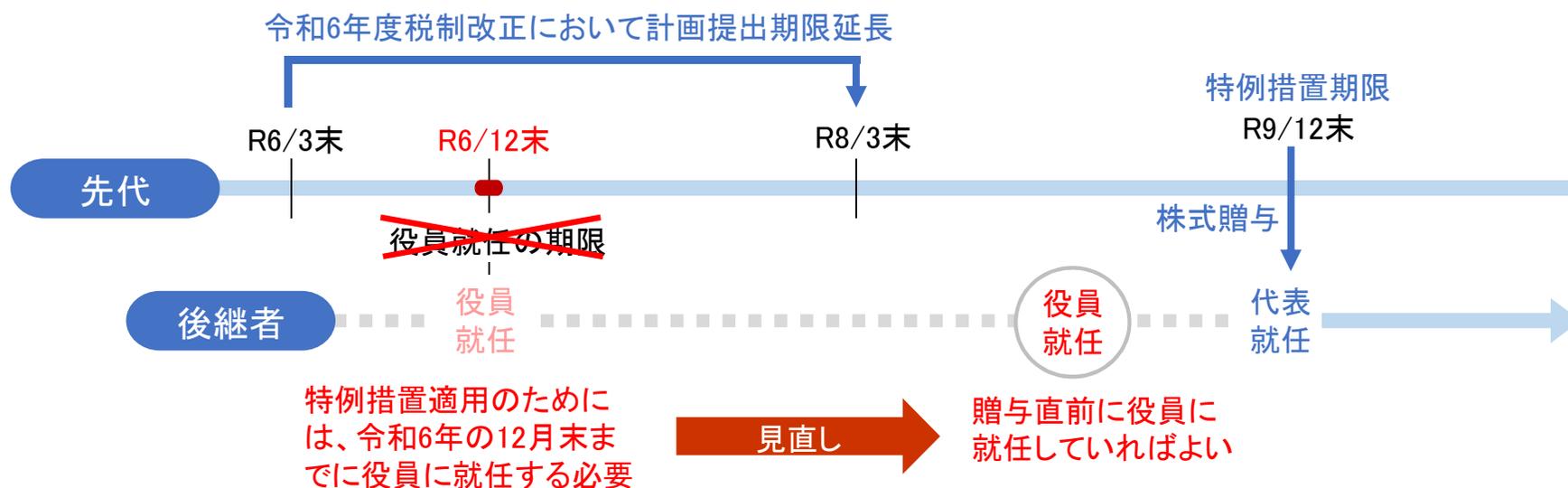
# 事業承継税制の役員就任要件等の見直し

## ポイント

- 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において(改正前:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
- 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(改正前:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- 令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。  
(措法70の6の8②二ハ、70の7の5②六へ、改正法附則55)

## 改正概要

【適用期限】: 法人版: 令和9年(2027年)12月末、個人版: 令和10年(2028年)12月末】



※個人版事業承継税制については、令和10年12月末までの適用期限の3年前となる令和7年12月末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

## ★チェック

出典: 経済産業省「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」を加筆・修正

- 令和8年3月31日までに特例承継計画を提出しておき、令和9年12月31日までの間に適用を検討すればよい。

# 中小企業者等の軽減税率の特例の見直し・延長

増税

減税

## ポイント

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について令和7年4月1日以後に開始する事業年度から次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。
- 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17% (改正前15%)に引き上げる。
- 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。 (措法42の3の2、改正法附則39)

法人区分		所得金額	法人税率
普通法人(資本金1億円超の法人)		—	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下 等の法人)	下記を除く法人	年800万円以下	15%
		年800万円超	23.2%
	所得金額が年10億円を 超える法人	年800万円以下	17%
		年800万円超	23.2%
	適用除外事業者・通算法人	年800万円以下	19%
		年800万円超	23.2%
公益社団法人等		年800万円以下	15% (17%※1)
		年800万円超	23.2%
協同組合等、公益社団法人等以外の公益法人等、 特定の医療法人		年800万円以下	15% (17%※1) (19%※2)
		年800万円超	19%

※1 所得金額が年10億円を超える場合は17%が適用される。

※2 適用除外事業者に該当する特定の医療法人、通算親法人の協同組合について年800万円以下の部分は、19%の税率が適用される。なお、特定の協同組合等は、年10億円を超える所得に対して、22%の税率が適用される。

## ★チェック

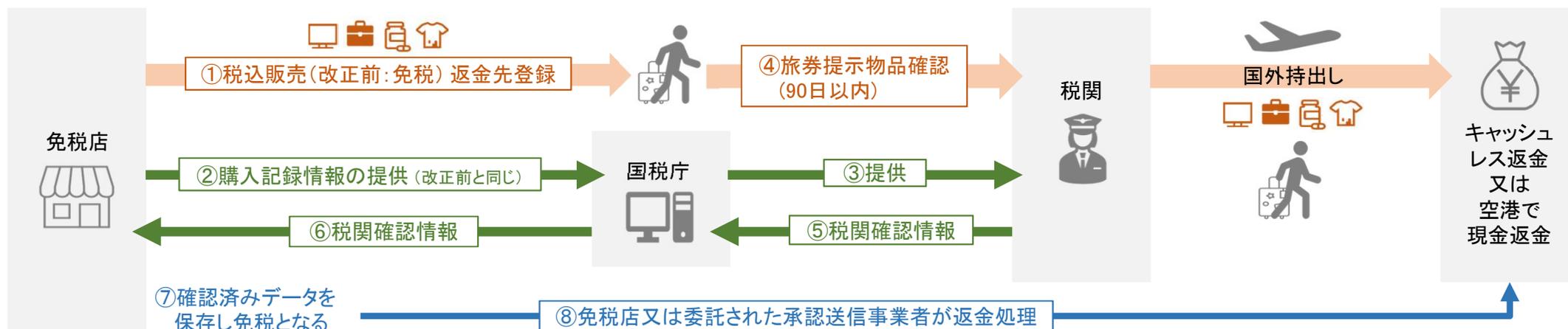
- 所得金額10億円超の判定は単年で行う点に留意が必要。

# 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し①

増税

## ポイント

- 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」という。)を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。
- 上記の改正に伴い、**実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。**
- 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者(承認送信事業者を含む。)に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。
- **令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。** (消法8、附則21)



## ★チェック

- 実務上、改正後の免税店側の免税品販売時や税関確認情報が得られない場合の取扱いや申告をどのように行うのが注目される。